

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和7年4月1日

令和7年度「埼玉わっしょい大使」を募集します！ ～埼玉県の農産物の魅力を発信！～

Instagram を使って県産農産物の魅力を発信していただく令和7年度「埼玉わっしょい大使」を募集します。県産農産物のPRに御協力いただける方の、たくさんの御応募をお待ちしています。



1 活動内容

(1) Instagram による埼玉県産農産物のPR投稿（月1回以上）

※県公式 Instagram アカウント「埼玉わっしょい」（@saitama_wassyoii）を共同投稿者として設定していただきます

(2) 埼玉県の生産者を取材し、情報発信を行うほ場見学への参加（月1回程度）

(3) 研修会への参加（年3回程度）



2 応募条件

以下の条件を全て満たす方

- (1) 埼玉県産農産物に関心がある方
- (2) インスタグラムのアカウントを持っている方
※アカウントは公開アカウントとしてください
- (3) 18歳以上の方
- (4) 月1回以上のPR投稿を実施できる方
- (5) ほ場見学、研修会に参加できる方
- (6) WEB会議に対応できる方
- (7) 迅速に連絡が取れる方
- (8) 任命式(令和7年5月20日(火)午後)への参加が可能な方
- (9) 埼玉わっしょい大使決定に係る記者発表と任命式の際に顔出しが可能な方
(撮影を含む)
※投稿は顔出しなしでも構いません

※過去に「埼玉わっしょい大使」の経験がある方も応募可能です

※令和7年度「埼玉県広報アンバサダー(*)」との兼任も可能です

* 埼玉県広報アンバサダーとは、埼玉県が任命し、若者等が見たい・知りたい視点で県の魅力・取組をPRするインスタグラマーです。埼玉わっしょい大使と同じ期間に令和7年度「埼玉県広報アンバサダー」を募集しています。兼任を希望される場合は、令和7年度「埼玉県広報アンバサダー」募集要項を必ず御確認ください

3 募集人数

5名(複数名で1つのアカウントを運営している場合1名として数えます)

4 募集期間

令和7年4月1日(火)から令和7年4月15日(火)

5 任期

令和7年6月1日(日)～令和8年5月31日(日)

6 応募方法

県の電子申請システムの応募フォームから申請してください。

※「令和7年度「埼玉わっしょい大使」募集要項」を必ず御確認の上、お申し込みください。

<電子申請システム応募フォーム>

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=92075&accessFrom=

<「埼玉わっしょい大使」について>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/enjoy/news070401.html>

<「埼玉県広報アンバサダー」について>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0314/instagram.html>